

津奈木町人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況（教育長を除く）

令和2年4月1日 現在の職員数 A	退職 B	採用 C	令和3年4月1日 現在の職員数 A-B+C
72人	3人	5人	74人

(2) 職員採用の状況

区 分		令和3年度	令和2年度
正規の試験	一般行政事務 高卒程度	3人	3人
	保健師 高卒程度		
	土木	2人	
合 計		5人	3人

(3) 退職者の状況

区 分	令和2年度	平成31年度
定年退職	2人	2人
定年前早期退職（勸奨退職）		
普通退職	1人	
合 計	3人	2人

(4) 部門別職員数の状況

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年度	令和2年度			
普通会計	一般行政	議会	1人	1人	0人	
		総務・企画	23人	24人	△ 1人	配置換えによる減
		税務	5人	4人	1人	
		民生	6人	6人	0人	
		衛生	4人	5人	△ 1人	退職に伴う減
		農林水産	6人	7人	△ 1人	恒久対策事業を兼務
		商工	1人	1人	0人	
		土木	13人	7人	6人	災害復旧業務に係る異動・採用
	計	59人	55人	4人		
	教育	8人	9人	△ 1人	配置換えによる減	
小 計	67人	64人	3人			
公営企業等会計	水道事業	1人	1人	0人		
	国民健康保険事業	4人	5人	△ 1人	配置換えによる減	
	後期高齢者医療事業	1人	1人	0人		
	介護保険事業	1人	1人	0人		
	小 計	7人	8人	△ 1人		
合 計		74人	72人	2人		

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、保健師	19人	25.7%
2級	主事、技師、保健師	7人	9.5%
3級	参事	23人	31.1%
4級	主幹	11人	14.9%
5級	課長補佐、審議員	5人	6.8%
6級	課長、事務局長、政策審議員	9人	12.2%
計		74人	100.2%

- (注) 1 津奈木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 人事評価の状況

(1) 評価方法

- ①業績評価 個々の課題の目標達成の結果を人事評価制度の業績評価とした仕組みとし、面談を行わない業績の実績確認を行い、目標に上げた内容等が十分な成果がみられたか評価します。目標管理は仕事全体の出来を見て評価しますので、“仕事”基準の評価です。
- ②能力評価 個々の職員に期待する行動や能力に比べて、実際の行動や能力の発揮度が十分であるか評価します。あらかじめ設定されている能力評価の項目ごとに評価します。能力評価は職員の日頃の行動を見て評価しますので“人”基準の評価です。

- (2) 評価期間 業績評価 毎年4月1日～9月30日を10月評価
毎年4月1日～翌年3月31日を3月評価
能力評価 毎年10月1日～翌年9月30日を10月評価

(3) 評価結果の活用

人事評価の結果は、任免（昇任等）、給与（昇格、昇給、勤勉手当等）、分限処分、人材育成その他人事管理において活用します。

3 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40 歳	287,500円	328,900円
技能労務職	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒	中学卒
一般行政職	182,200円	150,600円	— 円
技能労務職	— 円	147,900円	132,300円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,300円	315,900円	342,100円
	高校卒	229,900円	269,200円	290,800円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(4) 期末手当・勤勉手当（令和3年4月1日現在）

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.275月	0.950月
12月期	1.275月	0.950月
計	2.550月	1.900月
職務階級加算	役職加算 5%～15%	

(5) 退職手当（令和3年4月1日現在）

支給率	自己都合	早期退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
その他の加算	定年前早期退職特別措置（2～45%加算）	

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子10,000円 ・22歳までの子以外6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円の加算)
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給（上限28,000円）
通勤手当	交通用具を利用している職員に対し、距離に応じて2,000円から24,500円を支給 交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額支給。 総務課長62,300円、課長・事務局長41,000円、審議員39,400円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,400円を支給
特殊勤務手当	感染症防疫作業手当 1日につき290円 (新型コロナウイルス感染症業務は1,000円から1,500円)

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩、週休の状況

勤務時間	休憩時間	週休日	1日の勤務時間	週の勤務時間
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日	7時間45分	38時間45分

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与	
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間（90日以内）	
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	被災者救援活動等のボランティア	5日以内
	結婚休暇	結婚式等の行事	連続する5日の範囲内
	妊娠障害休暇	妊娠中の職員の妊娠障害	14日を超えない範囲
	産前休暇	8週間（多胎妊娠14週間）以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回、各々30分以内
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話をを行う場合	1の年において5日の範囲内
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2日以内
	男性職員育児参加休暇	妻の産前産後期間中における子の育児	5日
	親族の死亡休暇	親族の死亡	1日～7日
	夏期休暇	7月から9月における休暇	4日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年20日以内（無給）	
介護休暇	相当期間、配偶者等の介護を行う	連続する6月の期間内（無給）	

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況

区分	令和2年度中に対象となった職員			承認期間		
	うち育児休業取得者	うち部分休業取得者		1年以内	1～2年	2～3年
男性職員	2人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	2人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 修学部分休業の取得状況

区分	令和2年度中に対象となった職員	承認期間	
		1年以内	1～2年
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和2年度）

処分の理由	処分の種類					合計
	降任	降給	休職	免職		
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によって職責を果たすことができない場合などに本人の意に反して、不利益な処分をすることです。

(2) 懲戒処分の状況（令和2年度）

処分の理由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合		0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0人	0人	0人	0人	0人
上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合		0人	0人	0人	0人	0人
計		0人	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及しておこなう不利益処分のことです。

7 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本的原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念しなければならない基本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ①法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治行為の制限
- ⑥争議行為の禁止
- ⑦営利企業等の従事制限

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職の状況

退職時の役職	再就職者数	
	令和2年度退職	平成31年度退職
課長級	0人	0人

※ 退職者のうち、営利企業等に再就職した者の数

9 職員の研修の状況

(1) 派遣研修（令和2年度）

研修名	参加者
熊本県市町村職員研修協議会	3人
市町村職員中央研修所	0人
高度IT人材育成研修	0人
計	3人

(2) 庁内研修（令和2年度）

研修名	参加者
人事評価研修（被評価者向け）	57人
マイナンバー研修	0人
国内自主研修	0人
計	57人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

区 分	概 要	
共済制度	熊本県市町村職員共済組合制度による	
健康診断	定期健康診断（人間ドック受診者を除く）	
	人間ドック	
	メンタルヘルスチェック	
互助会組織	名称	津奈木町役場職員互助会
	加入者	常勤の特別職、一般職員
	主たる事業	職員の健康増進/親睦融和のための事業
	主たる財源	互助会費
	町からの助成	なし

(2) 公務災害等の発生状況（令和2年度）

種 類	発生件数	事案の概要
通勤災害	0件	
公務災害	0件	

(3) 利益保護の状況（令和2年度）

内 容	件 数	処理の状況
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件	
職員に対する不利益な処分についての不服申し立て	0件	